

理由書

(東三河都市計画道路 1・4・3号浜松湖西豊橋道路ほか8路線)

1. 変更の概要

広域道路網の充実を図るため、東名高速道路、3・1・6号名豊道路及び3・1・27号東三河臨海道路等と接続する1・4・3号浜松湖西豊橋道路を追加するものである。それに伴い、交差する3・4・1号国道1号線ほか6路線の構造（地表式の区間における自動車専用道路との立体交差箇所数）を変更する。

また、安全かつ円滑な交通処理を図るため、3・4・9号磯辺下地大岩線の一部区間の線形及び道路幅員並びに3・1・27号東三河臨海道路の構造形式を変更するものである。

◆都市計画道路の変更概要◆

路線名 (道路名)	変更内容										
1・4・3号浜松湖西豊橋 道路	<p>○新規路線追加 起点：豊橋市雲谷町字八尻 終点：豊橋市老津町字後田</p> <table border="1"><thead><tr><th>道路規格</th><th>車線の数</th><th>設計速度</th><th>延長</th><th>標準幅員</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種第3級</td><td>4</td><td>80km/h</td><td>約14,070m</td><td>20.5m</td></tr></tbody></table>	道路規格	車線の数	設計速度	延長	標準幅員	第1種第3級	4	80km/h	約14,070m	20.5m
道路規格	車線の数	設計速度	延長	標準幅員							
第1種第3級	4	80km/h	約14,070m	20.5m							
3・4・1号国道1号線 (国道1号)	○道路の構造の変更 自動車専用道路と立体交差1箇所→自動車専用道路と立体交差2箇所										
3・2・3号豊橋鳥羽線 (国道259号)	○道路の構造の変更 自動車専用道路と立体交差1箇所→自動車専用道路と立体交差2箇所										
3・1・6号名豊道路 (国道23号)	○道路の構造の変更 記載なし→自動車専用道路と立体交差1箇所										
3・4・9号磯辺下地大岩線 ((主)東三河環状線)	<p>○変更の延長 約490m(線形及び区域) ○一部区間の区域を変更する 1・4・3号浜松湖西豊橋道路接続部 幅員 (新) 19.0m (旧) 16.0m 3・4・1号国道1号線交差点部 幅員 (新) 22.0m (旧) 21.0m</p> <p>○道路の構造の変更 記載なし→自動車専用道路と立体交差1箇所</p>										
3・4・11号大岩中原線 ((主)豊橋湖西線)	○道路の構造の変更 記載なし→自動車専用道路と立体交差1箇所										
3・4・18号小松原街道線 ((-)小松原小池線)	○道路の構造の変更 自動車専用道路と立体交差1箇所→自動車専用道路と立体交差2箇所										
3・1・27号東三河臨海道路 ((主)豊橋渥美線)	<p>○変更の延長 約1,380m ○道路の構造の変更 地表式→嵩上式</p>										
3・4・32号南栄伊古部線 ((-)伊古部南栄線)	○道路の構造の変更 自動車専用道路と立体交差1箇所→自動車専用道路と立体交差2箇所										

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

広域道路ネットワークの強化、速達性・定時性の向上による物流支援、地域間交流の促進、災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送の確保を図るため、1・4・3号浜松湖西豊橋道路を追加します。また、1・4・3号浜松湖西豊橋道路と3・1・6号名豊道路を互いに接続する連結路を設け、アクセス性を向上させます。加えて、3・4・1号国道1号線の沿道地域から流入出する交通を自動車専用道路へ転換させ、周辺道路の安全な走行環境の確保と交通円滑化を促進するため3・4・9号磯辺下地大岩線に、三河港から高速道路へのアクセス強化のため3・1・27号東三河臨海道路に、それぞれ出入口を設けます。

1・4・3号浜松湖西豊橋道路に接続する路線について、安全かつ円滑な交通処理を図るため、3・4・9号磯辺下地大岩線は一部区間の線形及び道路幅員並びに3・1・27号東三河臨海道路は構造形式の変更を行います。

(2) 上位計画との整合

東三河都市計画区域マスタープラン（平成31年3月改定）において、力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向け、広域幹線道路（広域道路）網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進することとしており、浜松湖西豊橋道路（浜松三ヶ日・豊橋道路）は、整備を推進していく主要な施設として位置付けられています。

(3) 都市計画変更の内容

【1・4・3号浜松湖西豊橋道路】

起点：豊橋市雲谷町字八尻

終点：豊橋市老津町字後田

道路規格	車線の数	設計速度	延長	標準幅員
第1種第3級	4	80km/h	約14,070m	20.5m

・ 将来交通量は約11,200～19,100台／日です。

車線数及び標準幅員は4車線、20.5mとしており、標準断面は以下のとおりです。

出入口は専用部の左側から出入りするランプ構造としており、幅員構成は以下のとおりです。

専用部

車 線：3.5m（4車線）

左路肩：1.75m（長大橋・トンネル）、2.5m（左記以外）

右路肩：0.75m（トンネル）、1.00m（左記以外）

中央帯：3.0m

ランプ部

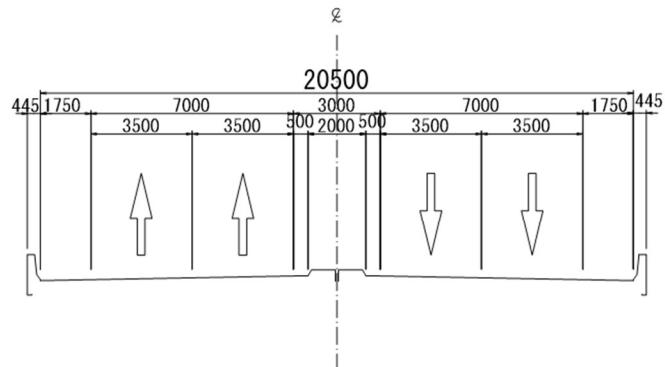
車 線：3.5m（1方向1車線）、3.25m（左記以外）

左路肩：2.5m（1方向1車線）、1.5m（左記以外）

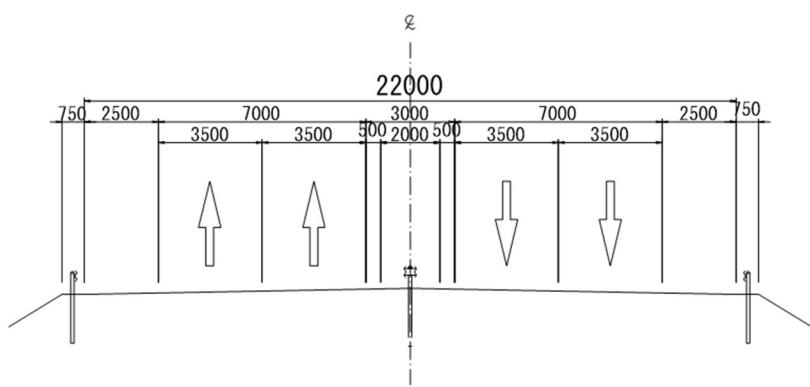
右路肩：1.0m（1方向1車線）、0.5m（左記以外）

<専用部>

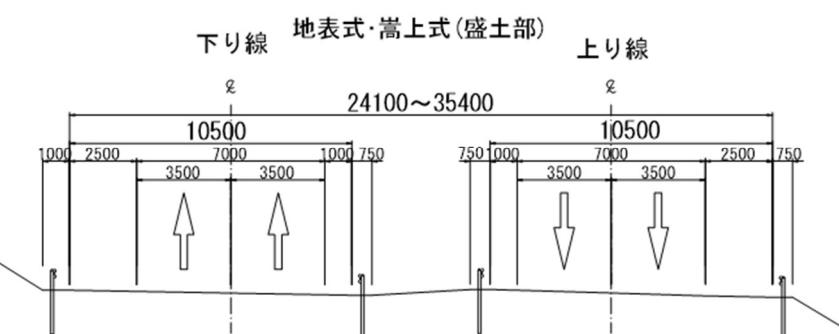
嵩上式(長大橋部)



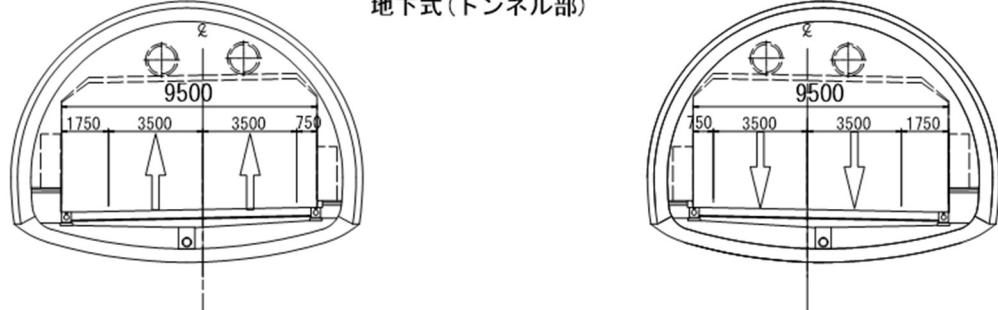
地表式・嵩上式(盛土部)



分離区間

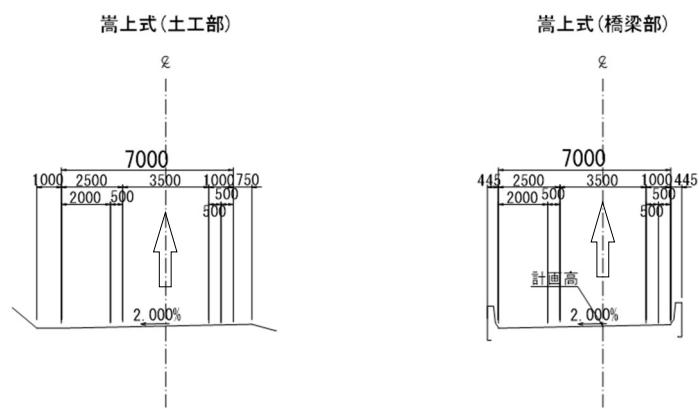


地下式(トンネル部)

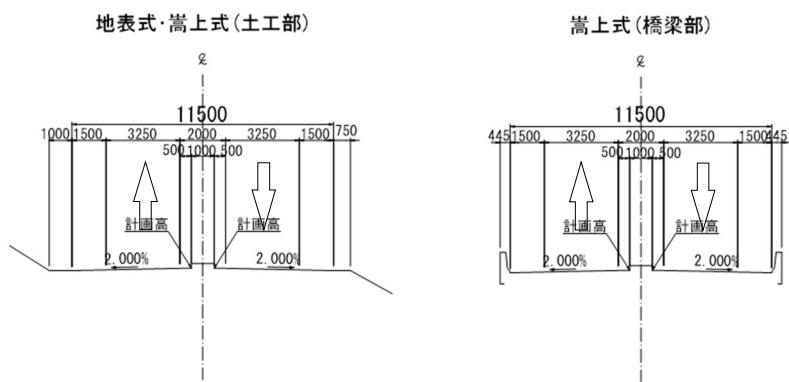


<ランプ部>

1方向1車線ランプ



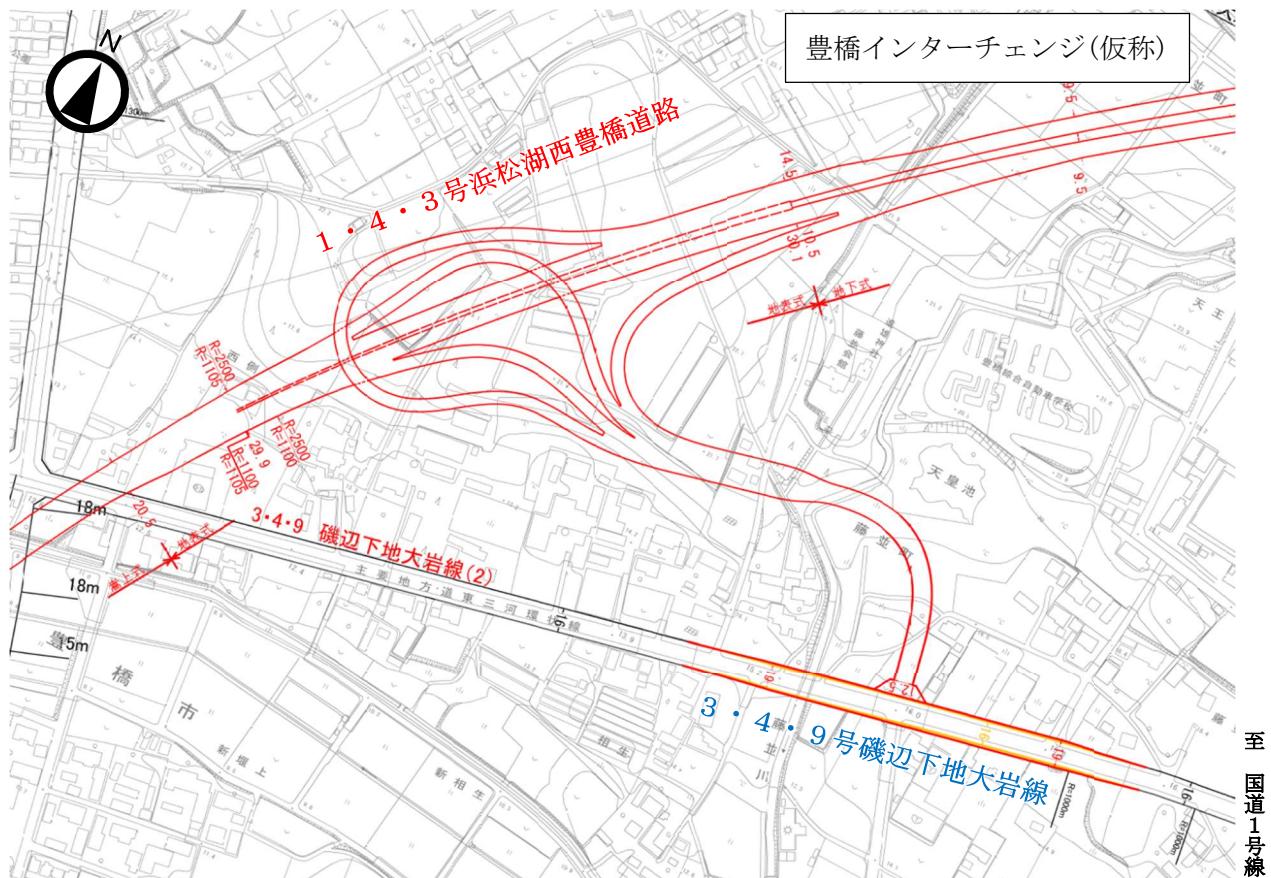
2方向分離2車線ランプ（豊橋インターチェンジ（仮称））



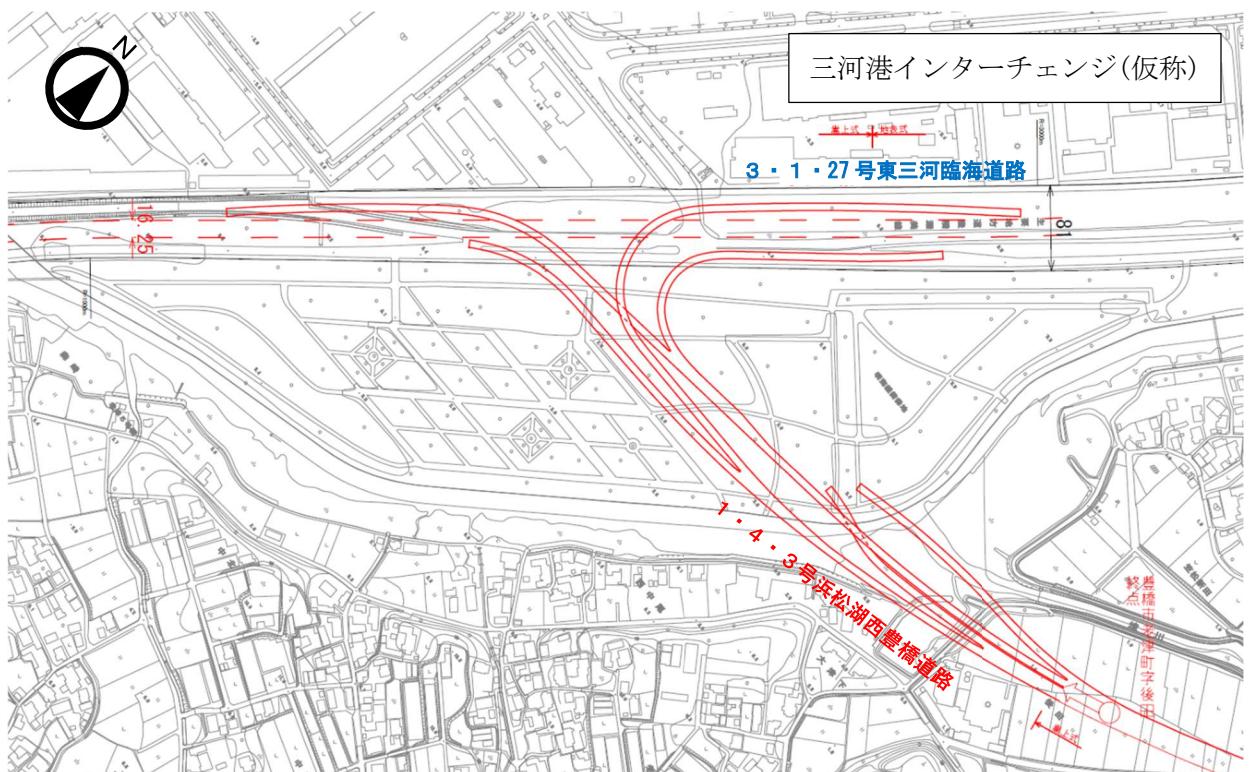
- 1・4・3号浜松湖西豊橋道路と3・1・6号名豊道路のアクセス性の向上のため、互いに接続する連結路を設けます。（大崎北ジャンクション（仮称））



- ・ 3・4・1号国道1号線の沿線地域などから流入する交通を自動車専用道路へ転換させ、周辺道路の交通円滑化を促進するため、豊橋市藤並町字藤並地内の3・4・9号磯辺下地大岩線に出口を設けます。(豊橋インターチェンジ(仮称))



- ・ 1・4・3号浜松湖西豊橋道路と三河港臨海部のアクセス性の向上を図るため、豊橋市明海町地内の3・1・27号東三河臨海道路等に出口を設けます。(三河港インターチェンジ(仮称))



【3・1・27号東三河臨海道路】

- 将来交通量は約 15,900~34,000 台／日、道路の区分及び設計速度は第3種第2級、60km/h。
- 明海南交差点から多門田交差点までの区間については、安全かつ円滑な交通処理を図るために、連続的な立体構造に変更するとともに、1・4・3号浜松湖西豊橋道路の連結路を高架部に接続させて分合流を集約する構造とします。なお、高架部の両側に副道を設け、歩行者や自転車の通行空間の確保や、臨海部からのアクセス性を考慮します。

(高架部)

車線 : 3.25m × 4

中央帯 : 1.75m

路肩 : 0.75m × 2

(副道部・片方向)

車線 : 3.25m

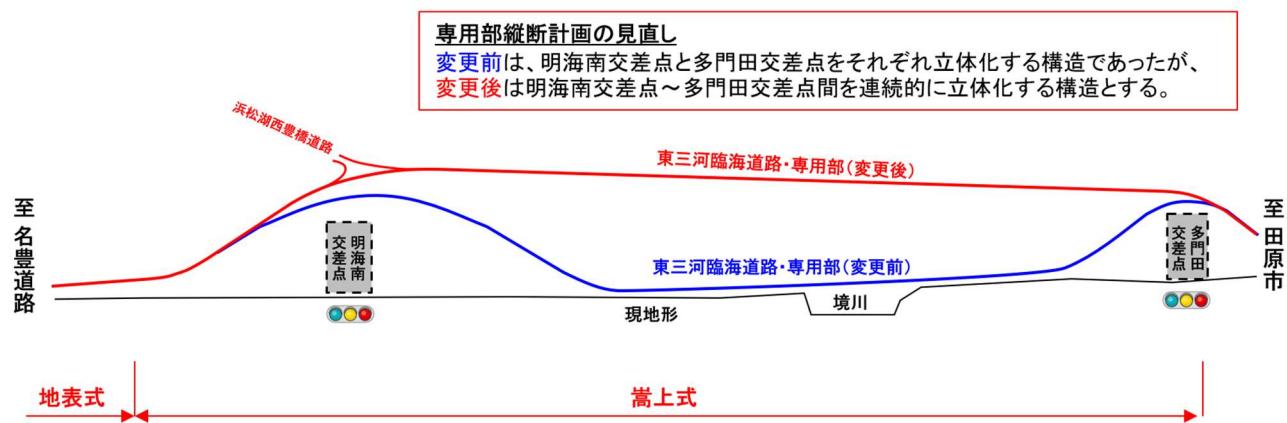
自転車通行帯 : 1.5m

路肩 : 0.5m (左側)、0.5m (右側)

歩道 : 2.5m

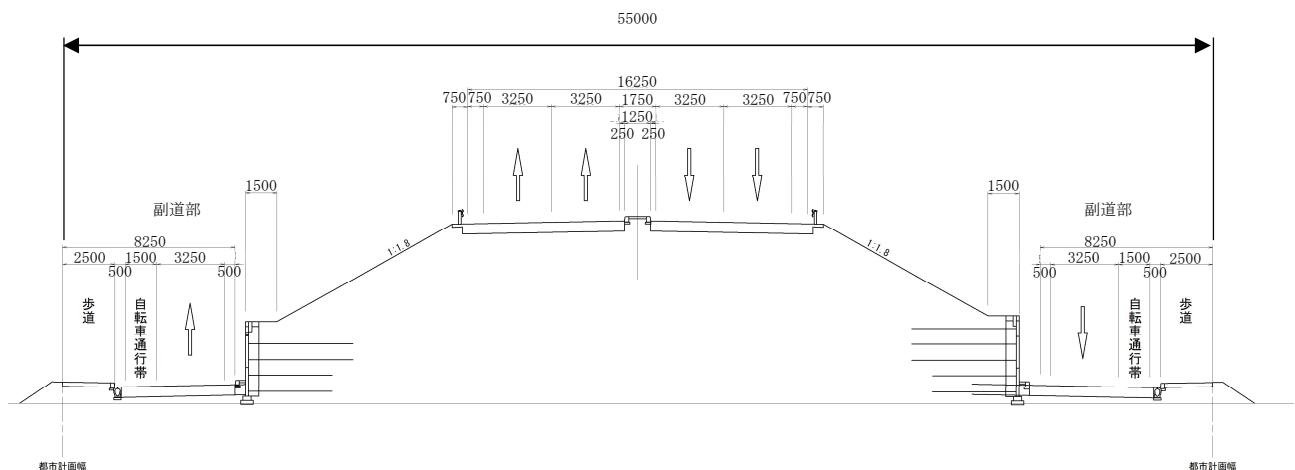
明海南交差点～多門田交差点を立体構造とする (地表式→嵩上式)	約 1,380m
------------------------------------	----------

嵩上式追加区間の側面図 (イメージ)

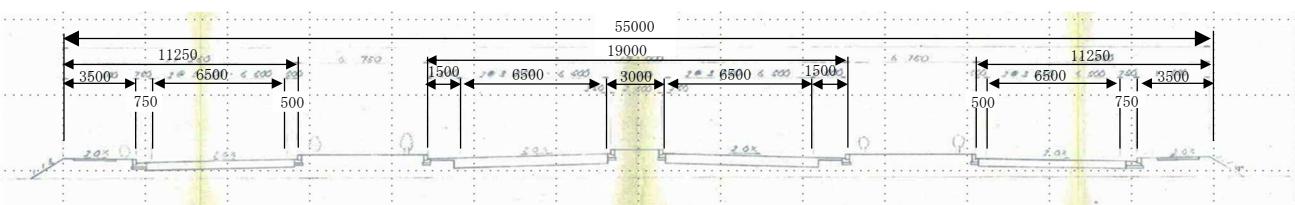


明海南交差点付近の横断図

(変更後)



(変更前)



【3・4・9号磯辺下地大岩線】

- 将来交通量は約 7,100~18,600 台／日、道路の区分及び設計速度は第3種第2級、60km/h。また、一般部の車線数及び標準幅員は2車線、16mとし、幅員構成は以下のとおりです。

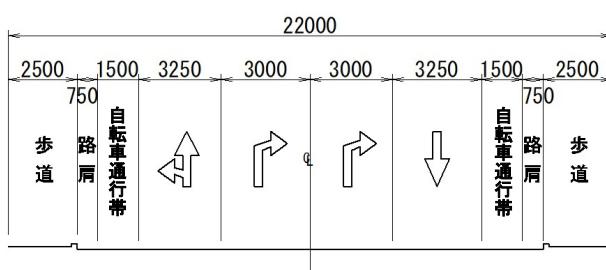
車線	: 3.25m × 2
自転車通行帯	: 1.5m × 2
路肩	: 0.75m × 2
歩道	: 2.5m × 2

- 3・4・1号国道1号線との交差点(梅田橋西交差点)については、安全かつ円滑な交通処理を図るため、右折2車線区間の延伸(25m→85m)や線形を緩和し、交差点影響区間の幅員を22.0mに見直します。また、新たに車道の左側に自転車通行帯を追加します。

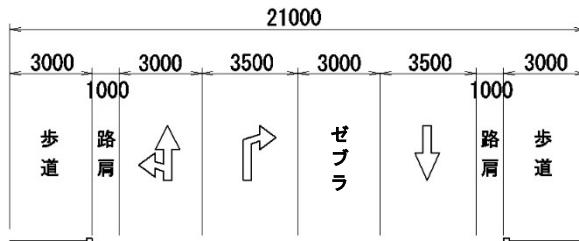
	新	旧
梅田橋西交差点部の幅員	22.0m	21.0m

梅田橋西交差点部の横断図

(変更後)



(変更前)

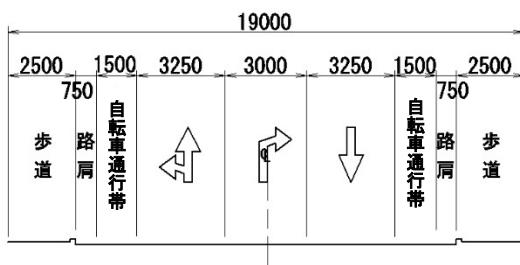


- 動植物園西入口交差点については、安全かつ円滑な交通処理を図るために、動植物園西入口交差点の影響区間の幅員を16.0mから19.0mに見直します。また、新たに車道の左側に自転車通行帯を追加します。

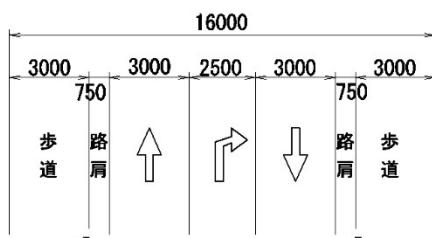
	新	旧
動植物園西入口交差点部の幅員	19.0m	16.0m

動植物園西入口交差点部の横断図

(変更後)



(変更前)



【3・4・1号国道1号線 ほか6路線】

- 1・4・3号浜松湖西豊橋道路の追加に伴い、自動車専用道路と幹線街路との立体交差が新たに生じるため、各幹線街路の構造を変更（立体交差の箇所数を1箇所追加）します。

路線名	自動車専用道路と立体交差の箇所数	
	新	旧
3・4・1号 国道1号線	2箇所	1箇所
3・2・3号 豊橋鳥羽線	2箇所	1箇所
3・1・6号 名豊道路	1箇所	—
3・4・9号 磐波下地大岩線	1箇所	—
3・4・11号 大岩中原線	1箇所	—
3・4・18号 小松原街道線	2箇所	1箇所
3・4・32号 南栄伊古部線	2箇所	1箇所